

山形県障がい者スポーツ協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協会は、山形県障がい者スポーツ協会(以下、「協会」という)と称する

(事務所)

第2条 協会は、事務所を山形市大字大森385番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、障がい者がスポーツを通じてその体力の維持及び増強並びに社会参

加意欲の高揚を図るとともに、県民の障がい者に対する一層の理解を深めるため、

障がい者のスポーツを体系的、かつ、効果的に振興することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)障がい者スポーツの普及及び啓発
- (2)障がい者スポーツの研修会及び講習会の開催
- (3)障がい者スポーツの指導者及び審判員等の養成
- (4)障がい者スポーツクラブの育成及び助成
- (5)障がい者スポーツ教室の開催
- (6)県障がい者スポーツ大会への協力
- (7)一般スポーツ団体との連絡調整
- (8)各種国内大会及び国際大会に出場する県選手の支援
- (9)その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第5条 協会の会員は、第3条の目的に賛同して入会した次の者とする。

- (1)正会員 構成員が、原則として10名以上の障がい者スポーツ団体
- (2)準会員 スポーツを愛好する障がい者個人
- (3)賛助会員 協会の事業を援助する個人、団体又は法人

(入会及び退会)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を

受

けるものとする。

2 正会員は退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなけれ

ばならない。

3 準会員・賛助会員は、会費を納入した年度に限り、準会員・賛助会員の資格を

有するものとする。

(会費)

第7条 会員は、次の会費を納めなければならない。

(1)正会員

①構成員10名以上20名未満 年額5,000円

②構成員20名以上30名未満 年額10,000円

③構成員30名以上 年額15,000円

(2)準会員 年額500円

(3)賛助会員 年額1口 2,000円

2 既納の会費は返還しない。

第4章 役員及び代議員

(役員)

第8条 協会に、次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 6名以内

(3)常務理事 1名

(4)理事 25名以内

(5)監事 2名

(役員の選出)

第9条 会長は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会会長をもって充てる。

2 副会長は、会長が委嘱した者をもって充てる。

3 常務理事は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会常務理事をもって充てる。

4 理事は、正会員から選出された者並びに会長が委嘱した一般スポーツ団体の役

員及び学識経験者をもって充てる。

5 監事は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の任務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が必要と認めたときは、
会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常務理事は、理事会の決定に基づき会務を掌理し、会長及び副会長がともに
事
故あるときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を組織し、協会の業務の執行を決定する。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(任期)

第11条 副会長及び理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(代議員)

第12条 代議員は、正会員をもって代議員とする。

2 代議員は、代議員会を組織する。

3 代議員の任期については、第11条を準用する。

第5章 会議

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事をもって組織し、年1回以上
開催するものとする。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、理事会を組織する者の現在数の5分の1以上から会議の目的たる事
項
を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会は、次の事項について議決する。

(1)事業計画及び収支予算の決定
(2)事業報告及び収支決算の承認
(3)会則の制定及び改廃
(4)その他、協会の運営に関する重要な事項で、会長が必要と認める事項

5 理事会の議長は、会長が務める。

6 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立する。

7 理事会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

8 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない役員は、代理人を出席させ、又は、他の役に委任して表決することができる。

(代議員会)

第14条 代議員会は、年1回会長が招集し、次の事項について協議する。

- (1)第9条第4項に規定する正会員から選出される理事の選任
- (2)理事会に付議する事業計画
- (3)代議員の定数、その他代議員又は代議員会に関し必要な事項

(議事録)

第15条 理事会及び代議員会においては、議事録を作成し、出席者の代表2名以上が署名押印の上、保存しなければならない。

第6章 会計

(資産)

第16条 協会の資産は、次のとおりとする。

- (1)補助金、助成金及び委託金
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)その他の収入

2 協会の資産は、理事会の議決に基づいて会長が管理する。

3 協会に一般会計のほか、特別会計を置くことができる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成しなければならない。

(暫定予算)

第18条 第13条第4項第1号の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第19条 協会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、毎会計年度終了後3カ月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 協会に事務局を置き、職員若干名を置く。

2 事務局長は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会事務局長をもって充てる。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局に関する規程は、会長が別に定める。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第22条 この会則は、理事会において理事会を組織する者の現在数の4分の3以上の議決を得なければ、変更することができない。

第9章 雜則

(雑則)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この協会の設立当初の副会長、理事及び代議員は、第9条第2項、第4項及び

第12条第1項の規定にかかわらず、別紙名簿のとおりとする。

3 この協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第13条第4項の規定にかかわらず、設立理事会の定めるところによる。

4 この会則中、第2条、第9条第1項、第3項、第5項及び第21条第2項の規定は、平成6年3月31日に限り、その効力を失う。

5 前項の規定は、当分の間その効力を停止する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。